

インターネット情報の収集・利用に関する制度化の考え方について

国立国会図書館
収集部収集企画課長
岡村 光章

インターネット情報の収集・利用については、既に米国、ニュージーランド、北欧諸国等が積極的な取組みを開始している。

また、ユネスコ第 32 大会（2003 年）において、「デジタル遺産の保存に関する憲章」が採択され、各国政府において問題意識の喚起と保存のための取組みが必要であることを宣言している。

当館においては、現在、実験事業として、許諾を得ることにより選択的に収集・利用を行っているが、本格的な事業として開始するため、法整備等を準備中である。

1. 趣旨・目的

当館は、図書及びその他の図書館資料を収集し、国会議員の職務遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、図書館奉仕を提供することを目的としている（国立国会図書館法（以下「館法」という。）第 2 条）。

国内で発行された出版物については、国等の発行する出版物の納入は公用及び国際交換の用に供するため、私人の発行する出版物の納入は文化財の蓄積及びその利用に資するために、法定納本制度に基づき収集している（館法第 10 章、第 11 章）。

近年、出版の形態が変化し、従来であれば出版物の形態で流通した情報が、デジタル情報としてインターネットで流通する状況となっている。また、インターネットでは、電子的形態のみで生成されるいわゆるポーンデジタルの情報も流通しており、インターネットが今や国民の知的活動の所産を記録し、公表、流通させる重要な媒体となっている。

こうしたインターネットで流通する情報の多くは、保存蓄積されることなく短期間で消失する。それゆえ、国会に対する奉仕の責務を果たし、また文化財を蓄積して現在及び将来の国民の利用に供するために、インターネット情報を収集し、保存する必要がある。

2. インターネット情報の定義

開放系の分散型コンピュータネットワークであるインターネットに流通する情報であって、著作権法にいう自動公衆送信（公衆送信のうち公衆からの求めに応じ自動的に行うもの）が行えるように送信可能化されたものを言う。インターネットメール、インターネット電話など通信機能に基づくサービスは除かれる。また、放送、有線放送は、インターネット情報には該当しない。

3. 収集の範囲と方法

日本国内において発信されたインターネット情報、具体的には JP ドメインを持つサイト

及びJPNIC¹管理のIPアドレスを持つサイトから発信されたものを、自動収集又は発信者から送信を受けることにより収集する。

自動収集は、収集ロボットによるワールド・ワイド・ウェブのページのリンクをたどって収集する収集方法である。一方、送信を受けることによる収集は、現時点では予算面、システム面、運用面で十分な目処がついていないこともあり、段階的に行うことを想定している。

自動収集の範囲は、国、地方公共団体など公共性の高い機関の発信する情報に限ることとした。

これは、意見募集等により国民の意見を聴取し、また関係方面への説明を行った結果、現在想定している制度では著作権者の保護が不十分だという意見があり、インターネットに流布している児童ポルノ、わいせつ、著作権侵害等の違法な情報を館が収集し、インターネットで提供することに対する懸念が多く表明されたからである。

このため、インターネット上に現に存在する違法情報を収集対象から除くこととし、そのための方法として、バルク収集（包括的自動収集）を、公共性の高い機関のサイトにある情報に限ることとした。

参考図「インターネット情報の制度的収集対象（概念図）」の水色の部分、具体的には、ドメインで、政府（go）、大学（ac）、団体（or）、学校（ed）、地方公共団体（lg等）のサイトに限定してバルク収集を行うものとし、団体（or）ドメインであっても、個人サイトを多く含むネットワークサービスは除くこととしている。

一方、参考図では黄色の部分であるが、会社、個人などのサイトは、収集対象ではあるが、やむをえず選択的収集、すなわちバルクではなく個別に収集することとしている。なお、選択的収集においては、当該サイトの管理者に対し、収集することを事前に説明し、諾否を確認した上で収集することとする。

4．言論の萎縮への配慮

ネットワーク上に公表された出版物を国が強制的に固定することは、発信者が通常予期するところを超え、その意思に反することがあり、ひいては言論の萎縮のおそれをもたらすことが予想されるため、インターネット情報の著作者、著作権者又は発信者は、館によるインターネット情報の収集を拒否し、又は収集された当該インターネット情報の消去を申し出ることができることとした。

ただし、「言論の萎縮のおそれ」の問題のない国・地方公共団体等については、私人と扱いを変えている。つまり、国及び地方公共団体の諸機関並びに独立行政法人等は、正当な理由がある場合に限り、その発信するインターネット情報の収集を拒否し、又は収集された当該インターネット情報の消去を申し出ることができる。

なお、消去を申し出る期間は限定していない。

5．収集したインターネット情報の利用

収集したインターネット情報の利用については、施設内での利用は、閲覧、印刷出力を想定し、ダウンロードは許さないこととする。インターネット提供については、種々議論のあるところであるが、もともとインターネットで自由にアクセスできる情報を、収集蓄

¹ Japan Network Information Center 日本国内でグローバルIPアドレスの割り当てを行ったり、インターネットに関する調査・研究や啓蒙・教育活動を行ない、日本のインターネットの円滑な運営を支える組織。

積したら施設内でしか見られなくなるというのも問題なので、次の6の制限の下で、ネットを通じた利用提供を想定することとした。

6．インターネット提供の制限

インターネット提供を望まない著作者等に配慮し、申出によるインターネット提供の制限の制度を設けることとする。なお、国及び地方公共団体の諸機関並びに独立行政法人等は、正当な理由がある場合に限り申し出ることができるとし、私人との扱いを変えている点は、収集拒否・消去の申出と同じである。

また、インターネット提供の制限を申し出ることのできる者は、著作者、著作権者又は発信者とし、収集拒否・消去の申出と同様、広い範囲でその権利を認めることとしている。

7．著作権の制限

7.1 日本国内、特に図書館等における著作権

日本は、著作権の保護に関するいわゆるベルヌ条約等の国際条約に加盟しているため、著作権法の規定もこれらの条約の要請するところに従っている。同法によれば、法令や裁判所の判決などの例外を除き、著作物を創作した著作者に権利が生じる。著作権の発生には、何の手続きも必要ない。

著作物の複製等による利用は、著作権者の許諾を必要とする。ネットワークを通じたデジタル情報の送信等も、著作権の支分権の一つである公衆送信権の対象となる。ただし、著作物の公正な利用を妨げないため、一定の要件の下では、これらの権利も制限されることがある。図書館における調査研究目的のための資料の一部複製などは、権利が制限される場合に当たるので、法律上の要件を守っている限り、著作権者の許諾を要さない。

しかしながら、インターネット情報の収集・保存・利用については、このような権利制限規定が存在していない。インターネット上に存在するすべての著作物について、著作権者の許諾を得るのは現実には不可能である。そこで、この事業を円滑に行うためには、必要な限りにおいて、著作権の制限を行う必要がある。

7.2 収集・保存に係る著作権制限

インターネット情報の収集のために必要と認められる限度において、館長は、現在の著作権法の規定にかかわらず、インターネット情報の複製等ができるものとする方向で法整備を図る予定である。

デジタル情報は、媒体や機器の更新によりアクセスが困難になる事例等も報告されており、永続的なアクセスを保障するためには、データやプログラムの移行・変換作業が必要になるが、その際に著作権法上の問題が生じるか否かについても検討することとしている。

7.3 利用提供に係る著作権制限

利用提供の場面でも、著作権法の規定にかかわらず、収集したインターネット情報を5の方法で利用に供することができるように法整備を図るものとした。ただし、インターネット提供に関し、6の申出があった場合には、この限りではない。

8 . 利用制限

インターネット情報に権利侵害情報等が少なからず含まれている事実にかんがみ、関係者からの申し出を受け、利用提供を差し控える制度を想定している。

利用制限の対象としては、人権侵害情報、わいせつ物、児童ポルノ、公的機関が非公開として決定した情報、著作権侵害情報が想定される。

利用制限の手続としては、申出を受け、委員会による審査を開始し、館長が決裁することを想定している。ここでいう委員会は、館外の有識者にメンバーに入っていただくことも考えている。人権侵害については、侵害された者だけでなく、人権擁護機関からの申出を受けることも想定している。

利用制限の効果としては、館内外を問わず利用提供を中止する。児童ポルノなど一部の情報は、消去することも想定する。

9 . 今後の予定

実験事業の経験を踏まえ、システム開発等を行うとともに、法的な整備をできる限り迅速に行うことで、本格的に事業を開始する予定である。